

秋田市公園使用料減免要綱

(趣旨)

第1条 この基準は、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号。以下「条例」という。）第12条および第16条の規定に基づき、市の都市公園における土地、公園施設および有料公園施設（公園課が所管するものに限る。以下同じ。）の使用料の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象)

第2条 減免の対象となる使用料は、条例別表第1および条例別表第2に規定する使用料とする。

(公園施設の設置又は管理に係る使用料の免除)

第3条 条例別表第1アに規定する使用料は、当該土地又は施設の使用が営利を目的とし、又は利益をあげるものでない場合は、その全額を免除するものとする。

(公園の占用に係る使用料の減免)

第4条 条例別表第1イに規定する使用料は、秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）第5条第3項および秋田市道路占用等に関する規則（平成12年秋田市規則第12号）第8条の規定の例により免除し、又は減額するものとする。

(許可を受けた行為に係る使用料の免除)

第5条 条例別表第1ウに規定する使用料は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その全額を免除するものとする。

- (1) 営利を目的とし、又は利益をあげるものでない場合（太平山スキー場第1駐車場を使用する場合を除く。）
- (2) 国、地方公共団体又は公共的団体が行う公共的な事業のために使用する場合
- (3) 国又は地方公共団体が共催し、又は後援する行事に使用する場合
- (4) 公園の宣伝又は情報提供に資する番組、記事等のための撮影に使用する場合
- (5) 町内会その他これに類する団体による地域住民の交流を目的とした催しに使用する場合

(有料公園施設に係る使用料の免除)

第6条 条例別表第2規定する有料公園施設の使用料は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その全額を免除するものとする。

- (1) 市の事務又は事業のために使用する場合
- (2) 市内の小中学校の改築等により使用することができなくなった当該学校の体育館又はグラウンドの代替として使用する場合
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用する場合

(使用料の減免の特例)

第7条 前4条に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合は、使用料を免除し、又は使用料から市長が必要と認める額を減額することができるものとする。

(減免申請)

第8条 この要綱の規定による減免の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秋田市都市公園条例施行規則（昭和40年秋田市規則第5号）第8条に規定する使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(減免の可否の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書が到達したときは、14日以内に減免の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、都市公園における土地、公園施設および有料公園施設の使用料の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。